

令和8年度 地域密着型サービス事業者 集団指導

入間市

令和8年度 入間市地域密着型サービス事業所集団指導 次第

- 1 令和6年介護報酬改定の主な事項についての確認
- 2 運営指導における主な指摘事項
- 3 その他の注意事項
- 4 令和8年度の取り組み

令和 6 年 介護報酬改定の主な事項について

共通事項

- (1) 業務継続計画未策定減算の導入
- (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
- (3) 身体的拘束等の適正化の推進
- (4) 生産性向上の取組み
- (5) 管理者の業務範囲の拡大
- (6) 書面揭示規制の見直し（ウェブサイトへの掲載）
- (7) 協力医療機関等

(1) 業務継続計画策定減算の導入

業務継続計画策定は、令和3年度改正時に令和6年3月までに策定するよう全事業所に義務付けられておりました。

市内事業所については、「策定済」であることを確認しております。

ご対応ありがとうございました。

業務継続計画については、**状況に応じて更新していくことが求められております**。引き続き、よろしくお願いいたします。

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

高齢者虐待防止措置は、令和3年度改正時に令和6年3月までに措置するよう全事業所に義務付けられておりました。

市内事業所については、「策定済」であることを確認しております。

ご対応ありがとうございました。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催（テレビ電話装置等の活用可能）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るよう今後もよろしくお願いいたします。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

▶ (看護) 小規模多機能型居宅介護支援事業所

身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられておりました。

市内事業所について適正化が実施されたことを確認しております。

ご対応ありがとうございました。

今後も委員会の開催、研修の実施をお願いいたします。

▶ 地域密着型通所介護事業所

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられております。

(4) 生産性向上の取組み

- ➡ 認知症対応型共同生活介護
- ➡ (看護) 小規模多機能型居宅介護支援

令和6年度報酬改定で運営基準に以下のことが規定されました。

「事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための**委員会**を定期的に行う必要がある。」（令和9年3月までは努力義務）

(5) 管理者の業務範囲の拡大

➡ 概要

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、**同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない**旨を明確化する。

(6) 書面掲示規制の見直し (ウェブサイトへの掲載)

➡ 概要

事業者は、重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられていましたが、令和7年4月からは、重要事項を**ウェブサイトにも掲載**することが規定されております。

※ウェブサイト・・・法人のホームページ等
又は介護サービス情報公表システム

(7) 協力医療機関等

認知症対応型共同生活介護

令和6年度報酬改定で指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めることが規定されました。

一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出る必要があります。

次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ②当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

▶ 各加算の要件等

介護報酬改定に伴い、算定要件等が変更されている加算があります。
事業所で取得している加算について、算定可能かどうか今一度ご確認ください。

地域密着型通所介護

認知症加算、入浴介助加算、科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算、個別機能訓練加算

認知症対応型協同生活介護

医療連携体制加算、科学的介護推進体制加算、夜間支援体制加算

小規模多機能型居宅介護支援

総合マネジメント体制強化加算、認知症加算、科学的介護推進体制加算

看護小規模多機能型居宅介護支援

ターミナルケア加算、認知症加算、科学的介護推進体制加算、排泄支援加算、褥瘡マネジメント加算

運営指導における主な指摘事項

- ▶ 地域密着型サービスの運営指導（実地指導）で指摘が多かった事項についてご説明します。

①運営推進会議について（１）

- ▶ 地域密着型サービス事業所は、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保する観点から、定期的に「運営推進会議」を開催しなければなりません。

→基準とおりに会議を開催できていない事業所がありました。

運営推進会議は運営基準上、定められているものです。新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いも令和６年に廃止されました。

運営推進会議が未実施となりますと運営基準違反となりますのでご注意ください。

①運営推進会議について（２）

▶ 開催頻度について（基準）

サービス種別	開催頻度
地域密着型通所介護	6か月に1回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2か月に1回
小規模多機能型居宅介護支援	2か月に1回
看護小規模多機能型居宅介護支援	2か月に1回

①運営推進会議について（３）

運営推進会議の構成員（基準）

- ・利用者や利用者の家族
- ・地域住民の代表（町内役員、民生委員、老人クラブの代表者など）
- ・市町村職員
- ・地域包括支援センター職員

※ 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要があります。（毎回すべての構成員が会議に出席する必要はありません。）

②加算の要件について

加算の取得要件を満たしていないものがありました。

以前から取ってる加算でも、担当者の変更や、改正により要件の変更等があった場合、要件を満たしていないことに気づかないまま取り続けてしまうケースがあります。

例) 地域密着型通所介護

「個別機能訓練加算」

- ・・・機能訓練指導員等が利用者の居宅を3か月に1回訪問し、訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等が必要ですが、訪問してなかったり、その記録が無いケースがありました。
- ・・・（Ⅰ）口を算定する際には理学療法士等が2人以上配置する必要があり、勤務体制上、2人以上配置していない日は算定できないところ、1人しか配置していない日も算定していました。

③各種委員会を開催した際の記録について

委員会を開催した際には開催した内容を記録してください。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会
6ヶ月に1回
- ・虐待防止委員会
6ヶ月に1回
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（通所以外）
3ヶ月に1回

④各種研修に関する記録について

- ▶ 各種研修内容については過去の内容を見返せるように記録を残してください。
- ▶ ・業務継続計画に関する研修
- ▶ ・感染症の予防及びまん延防止のための研修
- ▶ ・虐待防止に関する研修
- ▶ ・身体拘束の禁止に関する研修

その他注意事項

事業所の指定更新申請について

- ▶ 有効期限の一か月前には更新申請書を提出してください。
(7月末までの指定であれば6月末までに提出)
- ▶ 有効期限が切れると請求ができなくなりますので、必ず確認してください。

※更新書類は市公式HPに掲載しております。

令和6年度より書式が変更となり、大幅に簡素化されております。

事故報告について①

事業所で以下の事故等が発生した場合は、市へ報告をお願いします。

種別	説明
(1) 利用者等の事故等の発生	死亡、骨折、裂傷、やけど、誤嚥、窒息、誤薬等で医療機関を受診、または入院したもの
(2) 感染症等の発生	感染症（1類、2類、3類、新型インフルエンザ及び指定感染症（新型コロナウイルス） 乾癬の発生等利用者等にまん延する恐れのあるもの
(3) 職員の不祥事	職員の交通事故、法令違反、及び不祥事、犯罪等に利用者や事業所に損害を与えたもの
(4) その他	利用者の無断外出、虐待の疑い、利用者等の生命・身体に重大な結果を生じるもの、利用者間、家族とのトラブル等のうち收拾が難しいと考えられるもの
(5) 火災、震災、風水被害	火災、震災、風水被害による利用者等や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊が発生した場合

事故報告について②

年 月 日 作成

入間市長宛

事故報告(速報)

法人名
法人所在地
代表者職・氏名 印

1 事業所の情報	
事業所(施設)名称	
事業所所在地	
電話番号	
報告責任者職氏名	
サービス種別 (該当する□にチェック) ※予防サービス含む	
入間市長宛	
事故報告書 兼 再発防止策報告書	
年 月 日 作成	
法人名 法人所在地 代表者職・氏名 印	
2 対象利用者の情報	
被保険者市町村名	
被保険者番号	
3 事故の状況及び対応	
発生日時	
発生場所	
事故の種別	
報告時の対象利用者の状況	
医療機関の受診	
家族とのトラブルの状況 (可能性を含む)	
その他連絡事項	
報告が遅延した理由 ※この様式は事故災	

1 事業所の情報

事業所(施設)名称

事業所所在地

電話番号

報告責任者職氏名 職名 氏名

サービス種別
(該当する□にチェック)
※予防サービス含む

●居宅サービス
□訪問介護
□訪問入浴介護
□訪問看護
●施設サービス
□訪問リハビリテーション
□通所介護
□短期入所生活介護
□短期入所療養介護
□特定施設入居者生活介護
□居宅療養管理指導

□福祉用具貸与
□居宅介護支援
□特定福祉用具販売
□介護予防支援
●施設サービス
□介護老人福祉施設
□介護老人保健施設
□介護療養型医療施設
□介護医療院
□その他 ()

●地域密着型サービス
□地域密着型訪問介護
□認知症対応型通所介護
□小規模多機能型居宅介護
□地域密着型介護老人福祉施設
□居宅生活介護
□地域密着型特定入居者生活介護
□認知症対応型共同生活介護
□定額施設・臨時対応訪問介護看護
□地域密着型通所介護

2 対象利用者の情報	
被保険者市町村名	
被保険者番号	介護度
氏名	生年月日 性別
3 事故の状況及び対応等	
発生日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	□居室 □廊下 □食堂 □機能訓練室 □浴室 □トイレ □その他 () □不明
事故の種別	□転倒 □転落 □窒息 □感染症の発生 □異食 □誤薬・落薬 □施設内交通事故 □虐待(疑い) □利用者間トラブル □職員の不祥事 □その他 ()
発生状況	□介助中 □利用者単独時 □職員の見守り下 □その他 ()
ケガ等の状況	□骨折(ヒビを含む) □切り傷・裂傷 □打撲・擦傷 □熱傷 □感染症 □その他 ()
事故状況の詳細	(発生の状況・経緯を時系列で具体的に記入)

事故報告書の書式は市公式HPに掲載しています。

事業所独自の書式がある場合は、独自の書式を提出可能です。ただし、入間市の書式の内容を確認し、無い項目があれば追記してください。

速報は事故発生から**2日以内**、再発防止策報告は**1か月以内**に提出するようにお願いします。

運営指導（実地指導）について

- ▶ 運営指導（実地指導）は新規指定時（初年度）と更新期間中（6年間）に1回行います。
- ▶ 更新の有効期限の前年か当年に行う予定です。
- ▶ 介護保険課の職員が事業所に出向き、現地で、設備、運営、人員基準について確認をします。

23
ご協力をよろしくお願いします

令和 8 年度の取り組み

ケアプランデータ連携システムの導入について

増え続けるニーズに応えるためにも、従事者一人ひとりの作業効率を高めていくことが今後の課題となっているなか、業務改善の一環として、市ではケアプランデータ連携システムの導入を促進しております。

市内事業所のシステム導入率は令和8年7月15日現在、108件（導入率83.7%）となっており、多くの事業所が導入を進めております。

導入済みの事業所から業務の改善に繋がったとの感想も届いております。現在、導入していない事業所にあっては、是非とも、導入をご検討ください

導入について、伴走支援をご希望であれば、介護保険課までご連絡ください。

集団指導出席確認アンケートについて

- ▶ この集団指導の資料を確認後、アンケートに回答することで、「出席」とさせていただきます。
- ▶ 回答は、その事業所の管理者等責任者の方が「各事業所ごとに1度」いただきますようお願いいたします。
- ▶ アンケートは、集団指導案内のメール、HPに記載してあるURLから回答フォームにお進みください。
- ▶ お問い合わせ 入間市 介護保険課

ご視聴ありがとうございました。